

北九技技検第 1402 号
令和 8 年 2 月 9 日

関係各位

北九州市技術監理局 検査課長
寺嶋 秀雄

受発注者間情報共有システム試行要領の改訂について（通知）

平素より、本市公共工事の適正な執行にご協力頂き、ありがとうございます。

さて、デジタル技術を活用した建設業の更なる働き方改革を推進するため、建築・建築設備工事及びプラント設備工事に適用している下記の試行要領について、改訂を行いますので、貴団体の会員等への周知をお願いいたします。

記

1 改訂の概要

＜建築・建築設備工事及びプラント設備工事＞

- ① 全ての工事を試行の対象とする。
- ② ①のうち、予定価格が一定条件を満たす工事は、原則試行する。
- ③ ②以外の工事は、受注者が試行の実施を選択できる。

2 試行要領、試行承諾書、書類記載例[特記仕様書/現場説明書]、

- | | |
|------------|---------------|
| ・建築・建築設備工事 | …【添付資料 1】のとおり |
| ・プラント設備工事 | …【添付資料 2】のとおり |
| ・新旧対照表 | …【添付資料 3】のとおり |

3 改訂年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 適用工事

令和 8 年度契約工事のうち、特記仕様書・現場説明書に、本通知に係る記載があるもの

5 その他

改訂試行要領は、市ホームページに掲載致します。

URL : <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/02300127.html>

6 問い合わせ先

北九州市技術監理局 検査課 大上、足立

TEL : 582-2038